

## 平成27年度 第1回 堺市立図書館協議会 会議録

開 催 日

平成27年7月22日（水）午後3時から5時

場 所

堺市立中央図書館 集会室

出席委員

常世田良会長、尾田和子副会長、松村昭雄委員、玉村徹委員、  
脇谷邦子委員、山中浩之委員（欠席：大坪洋子委員、平野祐子委員）

事務局

松井中央図書館長、松本中央図書館副館長兼総務課長、  
中川中図書館長、有村東図書館長、北山西図書館長、  
辻野南図書館長、杉田北図書館長、六車美原図書館長、  
喜多総務課長補佐、白川主幹（企画・調整担当）、  
家禰主幹兼企画情報係長、竹田主幹（読書振興担当）、  
水野図書館サービス係長

傍 聴

8名

内 容

案件

- 1 平成27年第1回市議会の報告について
- 2 「市民の声」に寄せられた図書館への意見等について
- 3 平成26年度 堺市立図書館の点検・評価について
- 4 今後の中央図書館のあり方策定について
- 5 その他

開会宣言・会議の成立

傍聴の許可

会議録署名委員の指名

・山中委員、尾田委員を指名

案件1 平成27年第1回市議会の報告について

⇒事務局

資料1-1・1-2に基づき、平成27年第1回市議会予算審査特別委員会での答弁を

説明。

●（会長）

最近国会で、国会議員の方もいろいろ「未来型図書館」という言葉を使って審議されている影響で、市議会でも議員の方が「未来型図書館」という言葉をお使いになられていると思うが、堺市の行政側としては、「未来型図書館」という言葉を使っていないと考えてよいか。

⇒事務局

使っていない。

●（会長）

協議会としては、堺市の新しい図書館の計画について検討しているところだが、「未来型図書館」という言葉は、堺市の行政も協議会も今のところ使っていないということは確認したい。その上で、山口委員の質問の意図である「これからの図書館像」についての答弁は、図書館協議会での議論の方向性に沿ったものであったと認識している。

案件2 「市民の声」に寄せられた図書館への意見等について

⇒事務局

資料2-1、2-2、2-3に基づき、平成27年3月から平成27年6月の「市民の声」の件数と主な意見を説明。

●（副会長）

図書館資料に係わるもので「中央図書館にISO26000日英対訳版をおいてください」についてですが、たまたま私がビブリオバトルに参加した時にこの質問者と直接お話しして経緯を聞いたのだが、この方は堺市で所蔵していないと聞いたので、「では購入してください。」と依頼したが、図書館からの答えは結局、「堺市では購入しない。」だったとのこと。図書館資料として購入するかどうかの判断を定めた基準はあるのか。例えば、何万円もすると利用率が低すぎるなどでしたら、相応な考えだと思うが。

⇒事務局

堺市立図書館資料収集方針に則って資料収集を行い、さらに複数の職員で検討する2段階で検討している。高価な資料の場合は、本市の図書館資料として購入した後に、どれだけ利用が見込まれるかということも含めて複合的に考えている。このISO資料については、大阪府立図書館も所蔵していなかった。府立図書館に蔵書があれば、市町村立図書館はそれを借りて利用者に提供できるので、今回は府立図書館に購入を依頼したという経緯になる。

●（副会長）

コピーは取れるのか。

⇒事務局

府立図書館から借り受けた場合は、利用者自身での資料の複写では不可で、利用者の申し込みに応じて職員が複写することになる。

### 案件3 平成26年度堺市立図書館の点検・評価について

⇒事務局

資料3-1、3-2に基づき、平成26年度堺市立図書館の点検・評価について説明。

#### ●（委員）

サービス方針1でレファレンス資料の充実とあったが、どういう部分を充実したのかお聞きしたい。また、ICTを活用した情報の提供の項目で、統計の取り方を改善する気はないのか。トップページにアクセスせずに、直接、蔵書検索のページに入る人も多いと思うが。それから、サービス方針2の多様な学習活動支援の項目の活動実績（指標）で、課題解決支援講座開催回数2回とあるが、これは今後、各区域館で広げていく予定があるのか。加えて、サービス方針3の発達障害者理解促進講座の実施では、わたしも何度か参加させてもらっており、その感想から言わせていただくと、もともとの問題に関心があった人や関係者の出席は多いが、身近にこの問題を見聞きしていない人や関心を向けていない人を振り向かせる工夫が、今後必要だと感じているのだが、そういう認識はあるのか。さらに、サービス方針5の子どもの読書活動の推進で保護者向け講座の開催回数の部分が対前年度比57.1パーセントになっているが、どうして減っているのか。企画自体を減らしたのか、実施ができなかったのか、その辺りをお聞きしたい。もう一つ、少し戻ってサービス方針3の高齢者や図書館利用に障害がある方へのサービスの充実の項目だが、大活字本の利用数、利用状況は把握しているのか。確かに大活字本は大きくて見やすいが、重すぎるというマイナスの部分も考え合わせると高齢者にとって本当に便利といえるのか。実際の利用状況を知りたい。

⇒事務局

参考資料の充実に関しては、基本的に毎年発行されるレファレンス関係の新しい資料についてはどんどん更新していく方針で、一定の予算を確保して充実に努めている。課題解決支援講座の開催回数については、平成26年度の新規事業として南図書館は南区の都市近郊農業について、北図書館では情報ノートの活用について、予算を付けて外部講師に来ていただき開催した。美原図書館では職員が講師を務め、利用者の調べものに図書館を使ってもらえるように、オンラインデータベースの活用についての講座を実施した。今年度も、区域館2館で課題解決支援講座を開催する予定であり、また職員が講師を務め、調べ物やオンラインデータベース活用のサポートを行うことは続けていきたい。

障害者理解促進講座については、近年は特に子どもだけではなく大人も含めた発達障害への関心の高まりがあり、昨年は「発達障害と支援の実際について」という講座を開催し、参加された皆様からは高い評価をいただくことができた。しかし、基本的には発達障害に限らず、広く障害者を周りの人がどれだけ、どういうふうに理解していくことができるかということで続けている。ご指摘いただいたように、テーマ設定をもう少し幅広い障害者理解にする必要はあるかもしれないが、今後も引き続き行っていきたい。

また、子ども読書の保護者向け講座に関しては、これまで各区域館で行っていた講座をある程度館を絞って開催することとして全体の開催回数を減らし、その予算を課題解決支援講座に振り分けたという事情があった。保護者向け講座だけの参加者で考えれば減っているが、図書館としては、もっと広範な市民の方に来ていただく講座を、模索しながら設定している。

#### ⇒事務局

トップページアクセス件数は、その他のページについての統計はあるが、蔵書検索ページのみを集計はしていないので今後の課題とさせていただきたい。ただ、利用の指標としては、トップページから多様なページに飛ぶような構造になっているので、こちらを指標とするのが良いと考えている。今回お配りした図書館概要の11ページにWeb予約件数、予約確保電子メール送信点数は掲載しているので、だいたいの蔵書検索ページの利用予測はつくのではないかと思う。

高齢者の大活字本の利用状況は、大活字本だけの利用統計は出していないので、我々がカウンターで貸出をしている中での感触としてしかお答えできないが、高齢化社会になって来て、利用は非常に多くなってきたと感じている。大活字本は、各館固定ではなく巡回のものをセットで組んで各館へ回しており、いろんな大活字本に触れていただく機会を設けている。また、電子書籍では、リフロー型は文字の大きさが変えられる機能もついているのでそちらをご利用いただくよう、使い方も含めてもっと広報を充実させていくべきと認識している。

#### ● (委員)

電子書籍は、文字の大きさを変えられるなどの機能や使い方を、図書館でももう少し積極的に情報発信して、実際に使ってみるミニ講座みたいなものを開いていただきたい。この頃、タブレットが大分普及してきて年配の方もタブレットを使われる方が少しずつ増えてきているみたいなので、そういう良さをもっと紹介してもらいたい。高齢者＝大活字本という発想は、ちょっとどうかと思う。

児童の読書環境の充実では、保護者向け講座を課題解決の方に移したというお話だったが、保護者に向けて子どもの読書が大切だという講座は、毎年新しく親になる人はいるので、これは毎年どの館でも行ってもらいたい。堺市には図書館司書がたくさんいらっしゃるのだから、保護者向け講座の開催は職員で対応できると思うし、そういう努力をしていただきたい。

先の電子書籍や、オンラインデータベース、図書館の使い方、こうすれば図書館は便利に使えますという広報についてはもっと積極的に取り組んでもらいたい。

⇒事務局

他市の政令市では、ベテランの司書職員の配置が一番の課題となっていると聞くが、幸い本市はベテランの司書を配置しており、職員が、ボランティア連絡会の中でブックトークを実施、絵本を紹介、また、学校図書館協議会で新刊書を紹介するなどしている。これは、日頃から児童文学関係もそれなりに勉強しながら、新刊書にもあたっている、選書にもきちんと対応しているという下地があってこそできるものであり、こういう職員こそ堺の財産と考える。そういう意味では、わざわざ外部講師を呼ぶよりも職員が市民の皆様、保護者の皆様のために講座の講師を務め開催すべきと考える。今後、来年度の実施に向けて検討していきたい。

●（会長）

非常に重要な項目だと思うが、他に意見はないか。

少し細かいところだが、サービス方針3の快適な利用空間の提供の部分ですが、これは施設関係の項目だと思う。高齢者や図書館利用に障害がある方への、施設関連でのバリアフリーという視点の項目になっていると思うが、ところが中身は大活字本のブックフェアと障害者理解促進講座の実施になっていて、ねじれ現象のようにになっている。事業自体は、むしろサービス方針2に移した方が、事業自体としては馴染むのではないか。

評価については、どこの図書館も非常に困っているところであり、なかなか有効な評価の方法がないのが実態かと思う。協議会でも、これまでに評価については、いろいろとご議論いただいているが、継続的に90万人近い政令指定都市での図書館評価として、これで決定版だというものはない。堺市モデルという全国に誇れるもの、新しい中央図書館、新しい堺市の図書館システムをこれから作っていくのだから、それと連携して評価の手法についても言及していく必要があると思っている。

#### 案件4 今後の中央図書館のあり方策定について

⇒事務局

資料4-1、4-2に基づき今後の中央図書館のあり方策定について説明。

●（会長）

これまでの継続的な取り組みの延長線上ということで、答申に向けて諮問に対する協議項目第4章前半の構成について、先の委員意見交換会でいろいろ議論したものを含めて事務局の方で案を作成していただきましたが、いかがでしょうか。

●（委員）

第4章の初めに児童、青少年、高齢者、障害者サービス、乳幼児とその保護者、外国人等のという風にあがっていますが、乳幼児とその保護者の項目は児童サービスの中に含むことになるのか。

⇒事務局

児童サービスの中には含まれない。今回は第4章前半までの意見をいただくことを想定しており、乳幼児とその保護者の項目は次の段階でご意見をいただく予定である。

●（会長）

つまり、今回の議論は4.5の障害者及び図書館利用に障害がある市民へのサービスまでとし、4.6以降に乳幼児とその保護者へのサービスの項目が加わるということによいか。

⇒事務局

おっしゃるとおりである。

●（委員）

乳幼児とその保護者へのサービスは、後で議論するということがそれはそれで良いが、並び方としては、やはり4.2児童サービスに近いところにあったほうが良い。児童サービスから離れて、アウトリーチサービスの後に持ってくるのはおかしいと思うので、そこは検討してもらいたい。

⇒事務局

諮問の内容がこういう順番になっているが、この項目の順番についてもご意見いただければと思っている。

●（委員）

この章で述べているサービス全般について、図書館だけでは遂行できないような内容が多い。関係部局、関係機関と積極的に連携してということが繰り返し出されているが、この点について、現在あるいは近い将来において、実現の可能性はあるのか。とにかく密接に連携しないと実現できないだろうと思われるサービスについて、今現在、密接な提携がなく、実現できる見通しが立っていないにも関わらず答申に盛り込んでしまっているものか。

⇒事務局

今現在、健康情報に関するものでは、健康福祉プラザとの連携、西区で進める大学と連携した地域づくりとしては、西図書館での羽衣国際大学との連携、そういった連携はあるが、例えばビジネス支援については、連携への模索はあるけれども、まだ現在実現していない状況である。

仮に、この答申に連携を盛り込んでいただければ、これを元に計画を組んでいくことが図書館の仕事となるので、そこで改めて具体的な方法や案について出てくると考えている。この答申の中で、ぜひ連携の必要性を謳っていただければと思う。

⇒事務局

委員がおっしゃったことは大変難しい問題だが、図書館は教育委員会のなかの一つの組織として、教育委員会の方針の中で、主に学校教育がメインとなる教育プランに沿い、図書館の役割分担を担っていく。また、市の大きな総合計画とか、マスタープランの中で、図書館の役割を具体的に示し、きちんと連携しながら進めることが必要になる。例えば、市長が目指す「3つの挑戦」のなかで「子育てのまち 堺」という大きなテーマに沿い、図書館が他部局と連携しながら進めている事業のひとつに、各保健センターで行われているBCGや4か月健診の時に、赤ちゃんや保護者に読み聞かせを行う「絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業」がある。4か月健診を行うのは子ども青少年局、BCGを行うのは健康福祉局、会場となる施設を管理する区役所や保健センター、この事業に係る予算や経費支出を管理する各区役所の企画総務課、読み聞かせをしてくれるボランティアへの依頼や本の選定を行う教育委員会の図書館とが役割分担をし、今現実に連携し実施している。

大切なことは、市の大きな施策、事業の展開どおりに図書館がどれだけ同じ方向を向いて事業を展開できるのかということ。そのためには、お互いのコンセンサスも大事になってくる。今後図書館が、市民の課題を解決する、生活あるいは暮らしの中に役立つ、市民の暮らしに溶け込んだ寄り添う図書館を目指すには、市民の生活の多岐にわたる分野でどんな事業展開ができるのかを模索し、教育委員会内部や他部局に対して説明できる形にする必要があると感じている。

#### ●（委員）

大変よく分かった。大きな努力がいることだと思うが、これには、行政、教育委員会の中で図書館の持っている力を各方面にもっと知ってもらう必要があると思える。連携を深めるためには、実際に市役所の職員がなんらかの事務調査や研修で定期的に図書館を利用し、図書館ではこういうことができるということを知る必要があるのではないかと。あるいは、堺の地場産業の人々に足を運んでいただき、自分たちの経済活動にとってどういうプラス面があるかということ、図書館の現場で知ってもらうということが、今後関係を広めていくうえでは大事なのではないかと。

#### ●（会長）

委員がお話いただいたのは、図書館長から諮問をいただいて我々が答申という形で文章を作るにあたり、無責任に答申を作ることは、協議会としては簡単だが、図書館としては大丈夫なのかとご心配いただいたということである。ここに文章化されたものの大半は、実際に日本全国の図書館である程度実践されているものであり、これらを一つの図書館で全部出来ているところはまず無いと思うが、個別にはそこそこ実践例があるものの組み合わせが答申案となっている。個別のサービスが既に他の図書館で実現されている以上は、

おそらく遠からず議会でも取り上げられ、他で実現出来ているのになぜ出来ないのかという話になるわけで、答申には当然取り上げざるを得ないと私は思う。全部やるとなるとなかなか大変だろうとご心配いただいたのだが、そこまで心配する必要はなく、日本の現状から言えば、新しい図書館を想定した場合には、全部盛り込まざるを得ないかなと思う。

⇒事務局

本市の図書館の特徴は、先ほども申しましたように、専門的な職員の割合、司書率が高いことであり、そういった専門性を生かしながら行うことは何かというと、やはり行政との連携であると思う。指定管理あるいは委託では出来ないことをやっていく。先ほど会長がおっしゃられたように新しい図書館を想定した場合には、かなりたくさんの方との連携をしていくことになるが、そこで必要なのは計画的にマスタープランや教育プランのなかで政策に練り込んで行き、関係部局とのコンセンサスを密にしながら、出来るところからやっていくという姿勢である。難しい部分はあるがそういう姿勢で臨んで行くので、答申も連携を想定した内容で作成いただきたい。

●（会長）

あくまで協議会の名前で答申が作られる訳なので、答申の内容が実現するように協議会としても力を尽くしていこう。

●（委員）

諮問に対してそれぞれ全部に良いお答えが出ていると感じましたが、これを実現するため、答申の内容を生かすためには、図書館を利用する一般市民の方々が一番大事になり、この方々への周知の方法を考える必要があるのではないかと。普段、私達は周知するという事を自由自治の一つの命題としている。3年前からは北区長さんと連携をとり子育てフェスタを開催し、実行委員長をさせていただいているが、どんなところにお声掛けしていくかを考えていくことも大事だ。この協議会でも、連携とともに周知の方法も併せて考えていく必要があるのではと気になった。

●（会長）

非常に重要なポイントをお話いただいた。確かにこの答申の中に最終的に周知のことも協議会として盛り込む必要はあると思う。せっかく「良い答申」を作り上げてそれが市民の皆さんに周知されないというのは残念なことである。周知の方法についても、協議会として検討していくということによいか。

●（委員）

本当に良い意見、その通りだと思う。したがって、最終的に答申を出す前に、実際に図書館を利用する人や地域のご意見を把握したいと思う。「市民の皆さん、今こんなふうに答申を取りまとめていますけれどどういう風に思われましたか。足りないところはないですか。」とご意見を聞きたいので、なんらかの形でそういう機会を持ちたい。

●（副会長）

私も以前、館長に、「協議会に傍聴に来られている方は、これだけきちんと気持ちを持って来られているのだから、この方たちの意見を聞くチャンスはないでしょうか。」と申し上げたことがあり、館長は「意見を聞くチャンスはある。意見を聞くことはできます。」とおっしゃっていたが、実際にはまだそこにいたっていない。以前からの私の思いと脇谷委員の意見には通じるものがあり、今回は市民の意見を聞くチャンスではないかと考えている。

●（会長）

今日はそろそろ終了時間が迫ってきましたので、次回の意見交換会でまた議論することにした。今回は意見交換会だから、忌憚のない意見交換が出来るだろう。

一例として、私は関東の方で松戸市という人口50万人ぐらいの中核市、堺の半分ぐらいの人口ではありますが、そこでやはり新しい図書館についての建設検討委員会の会長を仰せつかっているが、今そこでは、各地域によって状況は違うので地域別の説明会をやらう、その場を借りて地域別の市民の意見を吸い上げようという話が出ている。人口規模が倍の堺市で、にわかにそれをすることが出来るのかはわからないが、何らかの形で、この問題は協議会でも検討していきたいと考える。

案件5 その他

⇒事務局

資料5-1に基づき中央図書館耐震改修工事等に伴う臨時休館について、資料5-2に基づき国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの区域図書館での開始について説明。

●（会長）

臨時窓口カウンター開設は8月4日からだが、休館期間は1日からで若干、この期間にずれがあるのはなぜか。

⇒事務局

8月1日から8月3日は引越しのための期間となっている。

●（会長）

利用者向けのチラシのどこかに、それも説明として入れておいてはいかかが。利用者は割と細かいところにも気付くので、何故この間閉館するのかとの意見がでるのではないかな。もうすでに印刷して配ってしまったのなら仕方ないが。

それから、国立国会図書館のデジタル化資料について、これは、まさに私は、出版社と作家の権利団体とかといろいろやりあったところにいたものだから、非常に懐かしく思っているが、どこかに今回新たにインターネットで見られるようになった期間についても説

明を入れていただく方がよいのではと感じた。従来から明治期とか古い資料はインターネットを経由して見る事が出来たが、今回は新たに比較的最近のものまで、1967年までに出版された資料もデジタル化資料として見る事が出来るようになったので。

また、中央図書館の耐震工事等の間、中央図書館という非常に有力な図書館が休館してしまうことから、市民に対する図書館サービスの低下は免れないために、おそらくいろいろな問い合わせやクレームなどがあると思うが、協議会としてはその点、遺漏なく対応できるようにお願いしたい。

●（委員）

全体を通してというより、この機会にお聞きしたいことになるが、先日行われた図書館協議会委員の公募で、家庭教育に資する活動を行っている方という条件がついたのはなぜなのか。図書館協議会委員の公募自体は非常に良いことで、実際に図書館を使って図書館に関心のある方が協議会につながってくださることは大変良いことと思うが。

⇒事務局

この条件を付けた理由は、一つには、社会教育法の一部改正に伴って、教育三法が改正され、そこで社会教育に一部改正があり、それが図書館法の方にも反映されて、その図書館法改正の趣旨に基づき各自治体も協議会規則の改正に反映するという流れがあり、家庭教育に資する活動を行っている方を加えている。もう一つには、協議会委員の構成について、社会教育、学識経験の方とのバランスを考えて、今後は家庭教育に資する活動を行う方を1名増やして、この協議会のあり方検討の議論を行っていただきたいということがあり。

●（委員）

そういう経緯で家庭教育に資する活動を行う者という条件が入ったということは、よくわかった。しかし、堺市の図書館の今後を考えるなら、常世田会長の講演の中にもあったが、これからの図書館はビジネス、行政、仕事の面で役に立つ、大人というか社会で働いている方も利用でき、役に立つ図書館が求められていて、講習にしても課題解決を一番にしている、バリバリ働いている人にも役立つ図書館を目指している流れがある。そういう観点からすれば、昔も悪い言い方として、女ども中心の図書館という表現が使われたが、家庭教育に資する活動を行う者という条件には違和感がある。今回は、とりあえず公募したということで一歩進んだと評価することもできるが、公募委員を一人に限定する必要もない。図書館を実際に使っている人の意見は重要なので、堺の図書館の今後の方向性を考えたうえで、公募委員を複数にすることも考えていただきたい。

⇒事務局

現時点では、図書館協議会の設置については図書館法第14条、委員の任命等については図書館法第16条に基づき、堺市立図書館条例第3条（図書館協議会）を定めており、堺市立図書館条例第3条第2項に協議会委員の任命の基準を列挙しているので、その基準

の中から人選していくことになる。ただ、各自治体によっては、自治基本条例の中で各自治体の附属機関等の委員には公募委員、いわゆる市民委員を入れなければならないという条例を設置しているところもある。

堺市立図書館協議会は、発足当初10名で委員構成していたが、大綱化の流れの中で、たとえば公民館審議会から推薦いただく委員の枠などを削り、一時は7名まで委員数を減少させた。しかし、行政内部や教育委員会内部に対し、各方面の方々から意見をもらう必要があると進言し、2～3年かけて1名増やすという作業を積み上げ、現在に至っている。自分が担当してからも、現在に至るまでには10年かかっている。1、2年で一気に変えられるものではないというところをご承知願いたい。

#### 次回開催予定

⇒事務局

次回は、委員意見交換会を10月の上旬を目途として日程調整していきたい。

#### 会長による閉会宣言

以上